



労働判例

建通エンジニアリング業務委託ほか事件

~東京地判平29・8・31~

中途採用の部長、同業で兼業し賠償求められる

同業他社での兼業は競業避止義務違反として、派遣会社が本部長に損害賠償を求めた。東京地裁は、本部長は1年契約の業務委託であり、善管注意義務として競業に関する情報の報告義務を負うとした。他社でグループ拡大の交渉を担当し成立させるといった情報は重要事項であり、報告があれば会社は契約更新しなかつたとして契約更新後の報酬300万円の賠償を命じた。

事案の概要

X社は、建築工事等の設計、監理、施工ならびに請負、一般および特定労働者派遣事業等を目的とする株式会社である。

Y1（個人）は、建築人材派遣事業等を目的とする会社である、同社が業績不振に陥ったため、平成20年に同社の事業をX社に譲渡した。その後、X社はY1にX社の業務を遂行するようになり、24年以降、Y1はX社の建設事業部長として業務を遂行し

ていた。なお、Y1の報酬は、当初は年1000万円で、26年4月からは月75万円であった（以下、X社とY1との契約関係を「本件契約」）。

Y2社は、建築工事の設計、施工・監理ならびに請負、一般および特定労働者派遣事業等を目的とする株式会社である。

Y2社は、平成25年3月頃からY2社の業務をするようになり、同年5月に取締役副社長に任命され、8月には取締役として登記された。

Y2社は、平成25年春頃より、A社（そのグループ会社を含む）との間の業務提携を検討していた。その内容は、両社が共同で建築技術者を集め、Y2社が従業員を採用して資格を取得させる、という派遣先を営業して開拓する一方で、A社が採用者を指導しあつ、ゼネコン等の人材もあつた。なお、Y1は、遅くとも同年11月頃にはこの業務提携の状況について認識

競業に関する報告義務違反

労働者性なく委託契約更新分が損害

X社は、Y1に対しても、労働契約上の職務専念義務違反および競業避止義務違反、または準委任契約上の善管注意義務違反、忠実義務違反、競業避止義務違反等あるいは不法行為に基づき、Y2社に対する報告義務の一内容として、競業規則では割愛した（「事案の概要」では割愛したが、X社はこれらの業務を行なうことを認めた）。

Y1は、Y2社のために行なった下部組織として営業代理店を置くが、X社はこれらの業務に関与しないこととされた。

25年11月、Y1は、X社の会議でA社との間で、派遣先への営業活動を内容とした業務提携を検討中であることを報告し、26年1月15日の会議で派遣の提携が決定したこと

13日の会議では同年4月から12月までにかけて、Y2社がX社の競業に関する報告義務を履行する方向であること等を報告した。その後、業務提携にX社が関与することとはなくなつたが、Y1はX社に報告しなかつた。

26年9月頃、X社代表者は、Y2社のホームページを見て、Y2社とA社との業務提携が開始されたにもかかわらずX社がこれに関与していないことを認識し、同月12日、Y1に問い合わせしたことなどを伝えられた。その後、X社とY1との

Y1は、Y2社のためには一定の報告義務が本旨に従つて履行を全て売却するなど）：善管義務が本旨に従つて履行されるのかについてX社が疑惑を持つて当然の客観的状況にあり、Y1がX社の競業に関するY2社のためにして活動やその結果は、X社において本件契約の継続についての重要な事項の立場としては、損害賠償の範囲について、本件契約を更新した分のみが損害であると想われる。判決は、X社がA社の業務提携に加わるとおり、A社との業務提携契約により得られたはずの利益分などについては認められなかつたのは些か残念であつただろ

うと思われる。判決は、X社の下部組織であるに留まつて、A社グループとY2社との立場としては、損害賠償の範囲について、本件契約を更新した分のみが損害であると想われる。判決は、X社がA社の業務提携に加わるとおり、A社との業務提携契約により得られたはずの利益分などについては認められなかつたのは些か残念であつただろ

うと思われる。判決は、X社の下部組織であるに留まつて、A社グループとY2社との立場としては、損害賠償の範囲について、本件契約を更新した分のみが損害であると想われる。判決は、X社がA社の業務提携に加わるとおり、A社との業務提携契約により得られたはずの利益分などについては認められなかつたのは些か残念であつただろ

うと思われる。判決は、X社の下部組織であるに留まつて、A社グループとY2社との立場としては、損害賠償の範囲について、本件契約を更新した分のみが損害であると想われる。判決は、X社がA社の業務提携に加わるとおり、A社との業務提携契約により得られたはずの利益分などについては認められなかつたのは些か残念であつただろ

うと思われる。判決は、X社の下部組織であるに留まつて、A社グループとY2社との立場としては、損害賠償の範囲について、本件契約を更新した分のみが損害であると想われる。判決は、X社がA社の業務提携に加わるとおり、A社との業務提携契約により得られたはずの利益分などについては認められなかつたのは些か残念であつただろ

うと思われる。判決は、X社の下部組織であるに留まつて、A社グループとY2社との立場としては、損害賠償の範囲について、本件契約を更新した分のみが損害であると想われる。判決は、X社がA社の業務提携に加わるとおり、A社との業務提携契約により得られたはずの利益分などについては認められなかつたのは些か残念であつただろ

うと思われる。判決は、X社の下部組織であるに留まつて、A社グループとY2社との立場としては、損害賠償の範囲について、本件契約を更新した分のみが損害であると想われる。判決は、X社がA社の業務提携に加わるとおり、A社との業務提携契約により得られたはずの利益分などについては認められなかつたのは些か残念であつただろ

応用と見直し

支配人に比肩し得べき立場で責任者として、…取締役又は

合がある。

違法な行為とはいえない。

中途採用の部長、同業で兼業し賠償求められる

同業他社での兼業は競業避止義務違反として、派遣会社が本部長に損害賠償を求めた。東京地裁は、本部長は1年契約の業務委託であり、善管注意義務として競業に関する情報の報告義務を負うとした。他社でグループ拡大の交渉を担当し成立させるといつた情報は重要事項であり、報告があれば会社は契約更新しなかつたとして契約更新後の報酬300万円の賠償を命じた。

26年1月、Y1も同席した場でY2社とA社は業務提携につき協議し、同年2月16日、業務提携契約を締結した。同契約ではY2社は下部組織として営業代理店を置くが、X社はこれらの業務に関与しないこととされた。

Y1は、Y2社のためには一定の報告義務が本旨に従つて履行

されるのかについてX社が疑惑を持つて当然の客観的状況にあり、Y1がX社の競業に関するY2社のためにして活動やその結果は、X社において本件契約の継続についての重要な事項の立場としては、損害賠償の範囲について、本件契約を更新した分のみが損害であると想われる。判決は、X社がA社の業務提携に加わるとおり、A社との業務提携契約により得られたはずの利益分などについては認められなかつたのは些か残念であつただろ

うと思われる。判決は、X社の下部組織であるに留まつて、A社グループとY2社との立場としては、損害賠償の範囲について、本件契約を更新した分のみが損害であると想われる。判決は、X社がA社の業務提携に加わるとおり、A社との業務提携契約により得られたはずの利益分などについては認められなかつたのは些か残念であつただろ

うと思われる。判決は、X社の下部組織であるに留まつて、A社グループとY2社との立場としては、損害賠償の範囲について、本件契約を更新した分のみが損害であると想われる。判決は、X社がA社の業務提携に加わるとおり、A社との業務提携契約により得られたはずの利益分などについては認められなかつたのは些か残念であつただろ